

平成24年度以降の臨床研修における対応について

1 募集定員に係る当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について

(1) 病院の募集定員について

- 激変緩和措置については、26年度の臨床研修まで継続することとし、次回の制度の見直しに併せて廃止する。

*次回の制度の見直しは、平成27年度の臨床研修に適用することを想定。

(参考：激変緩和措置)

臨床研修病院の募集定員は22年度研修の内定者（マッチ者）の実績を勘案して設定する。（23年3月末までの取扱い）

(2) 都道府県別の募集定員の上限について

- 「(1) 病院の募集定員」と同様の取扱いとする。

(参考：激変緩和措置)

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から10%以上削減しない。（23年3月末までの取扱い）

2 激変緩和措置の廃止に向けた対応について

- 募集定員に係る激変緩和措置を地域医療に混乱をもたらすことなく円滑に廃止できるよう、次回の制度の見直しに向けて、地域における臨床研修病院群の形成を促進するとともに、研修の実施状況、地域医療の状況等を踏まえた募集定員の設定方法について検討を行う。

(参考) 平成22年2月医道審議会医師分科会医師研修部会意見取りまとめ（抜粋）

平成23年度の臨床研修への対応について

1 当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について

(3) 病院の募集定員について

- 23年度の研修については激変緩和措置を継続し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。

- ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまでに廃止する。

(4) 都道府県別の募集定員の上限について

- 「(3) 病院の募集定員について」と同様の取扱いとする。